## 「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」の策定について

## 1 計画策定の趣旨

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」)は、視覚障害、発達障害、肢体不自由などにより一般的な印刷物を読むことが難しい方の読書環境を整備することによって、障害の有無にかかわらずすべての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としており、令和元年6月に成立しています。

読書は教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動であり、 読書バリアフリーは、障害のある方の社会参加・活躍を促進し、共生社会の実現につ ながるものです。

県では、これまで「これからの県立図書館のあり方」や「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館利用に配慮が必要な人の読書環境の整備や特別な支援を要する児童生徒の読書活動の充実に取り組んできました。また、「滋賀県障害者プラン2021」においては、読書におけるバリアフリーの推進を重点的取り組みとしています。

読書バリアフリー法第8条では、地方自治体の計画策定を求めていることから、これまでの取組を踏まえながら、特に視覚等の障害による「読みづらさ」の解消に寄与する施策の方向性を示し、取組の推進を目的とする計画を策定することとします。

## 2 計画の性格

- (1) 「読書バリアフリー法」第8条の2に規定される計画
- (2)「第3期滋賀県教育振興基本計画(滋賀の教育大綱)」、「これからの滋賀県立図書館のあり方(平成30年3月策定)」、「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」と整合性を図った計画
- (3)「滋賀県障害者プラン 2021」や県の他の関連計画と整合性を図った計画

## 3 計画期間

令和4年度からおおむね5年間を予定

4 策定スケジュール(予定)

令和3年8月11日(水) 第2回検討懇話会(骨子案について)

10 から 11 月 第3回検討懇話会(素案について)

令和4年 1月 県民政策コメントの実施

3月 計画策定・公表